第45号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条第1項第3号中「別表第1の39の項から54の項まで」を「別表40 の項から55の項まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 戸籍に関し法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができる 旨の規定がある場合の証明及びこれと同一目的に使用するための住民票の写し の交付については、手数料を免除する。

第8条第3項中「別表第1の39の項から54の項まで」を「別表40の項から55の項まで」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第2条、第5条、第8条関係)

項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
1	税務関係各種証明及び公図、土地閲	1件につき	200円
	覧台帳又は家屋閲覧台帳の閲覧		
2	地方税法(昭和25年法律第226	6筆又は6棟	200円
	号)第382条の2に規定する固定資	ごとにつき(
	産課税台帳の閲覧(同法第416条第	償却資産につ	
	3項又は第419条第8項の規定によ	いては、1件	
	り公示した期間において納税義務者の	につき)	
	閲覧に供する場合を除く。)及び同法		
	第382条の3に規定する固定資産課		
	税台帳に記載されている事項その他固		
	定資産税に係る事項の証明		
3	地方税法第387条第1項に規定す	1納税義務者	200円
	る土地名寄帳又は家屋名寄帳の閲覧(につき	
	地方税法第416条第3項又は第41		
	9条第8項の規定により公示した期間		
	において納税義務者の閲覧に供する場		
	合を除く。)又は証明		
4	固定資産課税台帳に登録がないこと	1件につき	200円
	の証明		
5	住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円
6	地方税法第20条の10に規定する	1件につき	200円
	納税証明書の交付		

7		住民基本台帳の閲覧、住民票(除票を含む。)の写しの交付(広域交付を含む。)及び印鑑登録証明その他の各種証明	1 件につき	200円
8		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)		500円
9		番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1 件につき	800円
1	0	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録 されている事項の全部若しくは一部を 証明した書面の交付		450円
1	1	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		750円
1	2	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 につき	3 5 0円
1	3	除かれた戸籍に記載した事項に関す る証明		450円
1	4	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき	350円
1		前項の届出のうち婚姻、離婚、養子 縁組、養子離縁又は認知の届出の受理 の証明書の交付で法務省令で定める様		1,400円

		式による上質紙を用いる場合		
1	6	戸籍法第48条第2項(同法第11	1 件につき	3 5 0 円
		7条において準用する場合を含む。)		
		の書類の閲覧		
1	7	道路運送車両法(昭和26年法律第	1車両につき	7 5 0 円
		185号)第34条第2項(同法第7		
		3条第2項において準用する場合を含		
		む。)の規定に基づく自動車の臨時運		
		行の許可		
1	8	認可地緣団体印鑑登録証明	1件につき	200円
1	9	狂犬病予防法第4条第2項の規定に	1頭につき	3,000円
		基づく犬の登録手数料		
2	0	狂犬病予防法第5条第2項の規定に	1頭につき	5 5 0 円
		基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付		
		手数料		
2	1	狂犬病予防法施行令第1条の2の規	1頭につき	1,600円
		定に基づく犬の鑑札の再交付手数料		
2	2		1頭につき	3 4 0 円
		基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交		
		付手数料		
2		鳥獣飼養登録票の交付若しくは再交	1 件につき	3,400円
		付又は更新		
2		化製場等に関する法律(昭和23年	1 件につき	22,000円
		法律第140号)第3条第1項の規定		
		に基づく化製場の設置許可	, til s	
2	5	化製場等に関する法律第3条第1項	1 件につき	14,000円
		の規定に基づく死亡獣畜取扱場(第8		
_		条準用施設を含む。)の設置許可	a til va va	
2	6	化製場等に関する法律第9条第1項	1 件につき 	8,000円
		の規定に基づく動物の飼養又は収容の		
		許可	- 11 - 3c	0 0 0 H () 7
2	7	道路台帳及び官民境界を確定するた	1 件につき 	200円(カラーで
		めの資料の写しの交付		複写され、又は出力
				されたものが含まれ
				る場合にあっては、
-	0	1. → 間だ々弁→ ロ	1 1417 - 2	400円)
2	8	土木関係各種証明	1 件につき	200円

2 9	埼玉県屋外広告物条例(昭和50年			
	埼玉県条例第42号)に基づく屋外広			
	告物許可			
	(1) 広告塔又は広告板	1平方メート		3 5 0 円
		ルにつき(た		
		だし、1平方		
		メートル未満		
		の場合は、1		
		平方メートル		
		とする。)		
	(2) 紙製又は布製の立看板	1個につき		170円
	(3) 前号に規定するもの以外の立看	1個につき		3 5 0 円
	板			
	(4) 掛看板	1個につき		700円
	(5) 広告幕(つり下げを含む。)	1 張につき		3 5 0 円
	(6) 広告旗	1本につき		3 5 0 円
	(7) 電柱、街灯柱その他電柱に類す	1個につき		3 5 0 円
	るものの利用広告(はり紙及びは			
	り札を除く。)			
	(8) 標識利用広告	1個につき		170円
	(9) アドバルーン	1個につき	1,	7 5 0 円
	(10) アーチ利用広告	1 基につき	3,	500円
	(11) はり紙	50枚につき		3 5 0 円
		(ただし、5		
		0 枚未満の場		
		合は、50枚		
		とする。)		
	(12) はり札	10枚につき		3 5 0 円
		(ただし、1		
		0 枚未満の場		
		合は、10枚		
		とする。)		
	(13) 自動車利用広告			
	ア 広告宣伝用自動車を利用する	1台につき	2,	000円
	€ Ø			
	イ アに規定するもの以外のもの	1台につき		800円

3 0				
	査 (1) 造成宅地の面積が 0. 1 ヘクタ	1 件につき	86,	000円
	ール未満のもの (2) 造成宅地の面積が 0. 1 ヘクタ ール以上 0. 3 ヘクタール未満の	1 件につき	130,	000円
	もの (3) 造成宅地の面積が O. 3 ヘクタ	1 件につき	190,	000円
	ール以上 O. 6 ヘクタール未満の もの			
	(4) 造成宅地の面積が 0.6 ヘクタ ール以上 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき	260,	000円
	(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール 以上3ヘクタール未満のもの	1 件につき	390,	000円
	(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール 以上6ヘクタール未満のもの	1 件につき	5 1 0,	000円
	(7) 造成宅地の面積が6へクタール 以上10ヘクタール未満のもの	1 件につき	660,	000円
	(8) 造成宅地の面積が10ヘクター ル以上のもの	1 件につき	870,	000円
3 1	優良宅地認定証明の申請に対する審 査	1件につき	86,	000円
3 2	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対			
	する審査			
	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で			
	行う開発行為ア 開発区域の面積が 0. 1 へクタール未満のもの	1 件につき	8,	600円
	イ 開発区域の面積が 0. 1 へク タール以上 0. 3 ヘクタール未	1 件につき	22,	000円
	満のもの ウ 開発区域の面積が0.3~ク	1 件につき	43,	000円
	タール以上 0.6 ヘクタール未 満のもの			

	1	
エ 開発区域の面積が0.6~ク 1件につき	86,	000円
タール以上1ヘクタール未満の		
もの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1.0.0	0.00 П
オ 開発区域の面積が1ヘクター 1件につき ル以上3ヘクタール未満のもの	130,	000円
カ 開発区域の面積が3ヘクター1件につき	1 7 0	0.00 [
ル以上6ヘクタール未満のもの	1 7 0,	000円
キ 開発区域の面積が6ヘクター1件につき	220	000円
ル以上10ヘクタール未満のも	220,	0 0 0 1 1
の の		
ク 開発区域の面積が10ヘクタ 1 件につき	3 0 0	000円
ール以上のもの	000,	0 0 0 1 1
(2) 主として、住宅以外の建築物で		
自己の業務の用に供するものの建		
築又は自己の業務の用に供する特		
定工作物の建設の用に供する目的		
で行う開発行為		
ア 開発区域の面積が0.1へク1件につき	13,	000円
タール未満のもの		
イ 開発区域の面積が0.1へク1件につき	30,	000円
タール以上 0.3 ヘクタール未		
満のもの		
ウ 開発区域の面積が 0.3 ヘク 1 件につき	65,	000円
タール以上 0.6 ヘクタール未		
満のもの		
エ 開発区域の面積が 0.6 ヘク 1 件につき	120,	000円
タール以上1ヘクタール未満の		
もの オ 開発区域の面積が1ヘクター1件につき	2.0.0	000円
ル以上3ヘクタール未満のもの	200,	0 0 0 1 1
カ 開発区域の面積が3ヘクター1件につき	270	000円
ル以上6ヘクタール未満のもの	2 1 0 ,	0 0 0 1 1
キ 開発区域の面積が6ヘクター1件につき	3 4 0	000円
ル以上10ヘクタール未満のも	,	0 0 0 1 1
0		
ク 開発区域の面積が10ヘクタ1件につき	480,	000円
ール以上のもの		
·		•

1	(3) その他の開発行為		
	(3) ての他の開発17点 ア 開発区域の面積が0.1~ク	1 併にへき	86,000円
		I 作にづき 	86,000円
	タール未満のもの	1 (4) = 0 +.	1.0.0.0.0.0.
	イ 開発区域の面積が 0.1~ク		130,000円
	タール以上0.3ヘクタール未		
	満のもの	- //L)	1 0 0 0 0 0 0
	ウ 開発区域の面積が 0.3 ヘク		190,000円
	タール以上0.6ヘクタール未		
	満のもの	1 /4) = - 7.	
	エ 開発区域の面積が0.6~ク	I 件につさ 	260,000円
	タール以上1ヘクタール未満の		
	\$0	- //L)	
	オ 開発区域の面積が1ヘクター	1 件につき 	390,000円
	ル以上3ヘクタール未満のもの	- // · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 1 0 0 0 0 H
	カ 開発区域の面積が3ヘクター	1 件につき 	510,000円
	ル以上6ヘクタール未満のもの		
	 キ 開発区域の面積が6ヘクター	 1 件につき	660,000円
	ル以上10ヘクタール未満のも		
	0		
	ク 開発区域の面積が10ヘクタ	 1 件につき	870,000円
	ール以上のもの		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
3 3		1 件につき	次に掲げる額を合計
	づく開発行為の変更許可の申請に対す		した額。ただし、そ
	る審査		の額が870,00
			0円を超えるときは
			、その手数料の額は
			、870,000円
			とする。
	 (1) 開発行為に関する設計の変更 (1 件につき	開発区域の面積(次
	次号のみに該当する場合を除く。		号に規定する変更を
			伴う場合にあっては
			変更前の開発区域の
			面積、開発区域の縮
			小を伴う場合にあっ
			ては縮小後の開発区
			域の面積)に応じ前
			項金額の欄に定める
•		•	

				額に10分の1を乗
				じて得た金額
		(2) 新たな土地の開発区域への編入	1 件につき	新たに編入される開
		に係る同法第30条第1項第1号		発区域の面積に応じ
		から第4号までに掲げる事項の変		、前項金額の欄に定
		更		める金額
		(3) その他の変更	1 件につき	10,000円
3	4	都市計画法第41条第2項ただし書	1 件につき	46,000円
		(同法第35条の2第4項において準		
		用する場合を含む。)の規定に基づく		
		建築の許可の申請		
3	5	都市計画法第42条第1項ただし書	1 件につき	26,000円
		の規定に基づく建築等の許可の申請		
3	6			
		建築等の許可の申請		
		(1) 敷地の面積が0.1~クタール	1 件につき	6,900円
		未満のもの		
		(2) 敷地の面積が 0. 1 ヘクタール	1 件につき	18,000円
		以上0.3ヘクタール未満のもの	a tel year o	
		(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール	1 件につき 	39,000円
		以上0.6ヘクタール未満のもの	- 11.)	2 0 0 0 0 0
		(4) 敷地の面積が 0. 6 ヘクタール	1 件につき 	69,000円
		以上1ヘクタール未満のもの	1 (4) = - +.	0.7. 0.0.0.
		(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上	1 件につさ	97,000円
9	7	のもの 都市計画法第45条の規定に基づく		
3	•	開発許可を受けた地位の承継の承認申		
		開光可可を支げた地位の水極の水心中		
		『 (1)承認申請をする者が行おうとす	1 佐につき	1,700円
		る開発行為が、主として自己の居		1, 7001
		住の用に供する住宅の建築の用に		
		供する目的で行うもの又は主とし		
		て、住宅以外の建築物で自己の業		
		務の用に供するものの建築若しく		
		は自己の業務の用に供する特定工		
		作物の建設の用に供する目的で行		
		うものであって開発区域の面積が		
		1 ヘクタール未満のもの		

		(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの		2,	700円
		(3) 承認申請をする者が行おうとす る開発行為が、前2号以外のもの	1件につき	17,	000円
3	8		用紙1枚につ		470円
		基づく開発登録簿の写しの交付	き		
3	9		1件につき	6,	000円
		設省令第49号)第60条の規定に基 づく都市計画法第29条第1項及び第			
		2項、第35条の2第1項、第41条			
		第2項、第33条の2別1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条			
		第1項の規定に適合していることを証			
		する書面の交付			
4	0				
		1号)第6条第1項又は第18条第3			
		項の規定に基づく建築物に関する確認			
		の審査			
		(1) 床面積の合計(市長が別に定め	1件につき	7,	000円
		る算定方法によって算定したもの			
		をいう。以下この項において同じ			
		。)が30平方メートル以内のも			
		Ø)			
		(2) 床面積の合計が30平方メート	1件につき	14,	000円
		ルを超え100平方メートル以内			
		0 8 0			
		(3) 床面積の合計が100平方メー	1 件につき	24,	000円
		トルを超え200平方メートル以			
		内のもの	1件にった	0 1	0.00 0 111
		(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以	1 件にづる 	δ1,	0 0 0 円
		トルを超える00平万メートル以 内のもの			
		(5) 床面積の合計が500平方メー	 1 件につき	5.8	000円
İ				υυ,	0.0011

		トルを超え1,000平方メート			
		ル以内のもの			
		(6) 床面積の合計が1,000平方	1 件につき	78,	000円
		メートルを超え2,000平方メ			
		ートル以内のもの			
		(7) 床面積の合計が2,000平方	1 件につき	2 3 5,	000円
		メートルを超え10,000平方			
		メートル以内のもの	a til va		
		(8) 床面積の合計が10,000平	1 件につき	420,	000円
_	-	方メートルを超えるもの			
4	1	建築基準法第6条の3第1項又は第			
		18条第4項の規定に基づく建築物に関する基準の構造製質を			
		関する計画の構造計算適合性判定に係る ロスカスの変素			
		る部分の審査 (1) 次号に掲げるもの以外のもの	の事策励に	1 7 1	4 9 O III
		(1) 次々に拘りるもの以外のもの	の建築物につき	1 / 1,	480円
		 (2) 構造計算が建築基準法第20条		1 1 2	560円
		第2号イ又は第3号イに規定する		110,	2 0 0 1 1
		国土交通大臣の認定を受けたプロ			
		グラムにより行われるもの			
4	2				
		準用する同法第6条第1項又は第18			
		条第3項の規定に基づく工作物に関す			
		る確認			
		(1) 工作物を築造する場合(次号に	一の工作物に	12,	000円
		掲げる場合を除く。)	つき		
		(2) 確認を受けた工作物の計画の変	一の工作物に	5,	000円
		更をして工作物を築造する場合	つき		
4	3	建築基準法第7条第4項又は第18			
		条第17項の規定に基づく建築物に関			
		する完了検査(同法第7条の3第5項			
		又は第18条第21項の中間検査合格			
		証の交付を受けた建築物を含む申請の			
		場合以外)			
		(1) 床面積の合計(市長が別に定め	1 件につき	14,	000円
		る算定方法によって算定したもの			
		をいう。以下この項において同じ			
		。)が30平方メートル以内のも			

(2) 床面積の合計が30平方メート 1件につき 17,	000円
ルを超え100平方メートル以内	
のもの	
(3) 床面積の合計が100平方メー1件につき 24,	000円
トルを超え200平方メートル以	
内のもの	
	000円
トルを超え500平方メートル以	
内のもの	
	000円
トルを超え1,000平方メート	
ル以内のもの	0.00
(6) 床面積の合計が1,000平方1件につき82,メートルを超え2,000平方メ	000円
ートル以内のもの	
	000円
メートルを超え10,000平方	0 0 0 1 1
メートル以内のもの	
	000円
方メートルを超えるもの	
44 建築基準法第7条第4項又は第18	
条第17項の規定に基づく建築物に関	
する完了検査(同法第7条の3第5項	
又は第18条第21項の中間検査合格	
証の交付を受けた建築物を含む申請の	
場合)	
	000円
る算定方法によって算定したもの	
をいう。以下この項において同じ	
。)が30平方メートル以内のも	
	000円
ルを超え100平方メートル以内	0 0 0 1 1
のもの	
	000円
	, ,
トルを超え200平方メートル以	l

(4)	床面積の合計が200平方メー	1 件につき	3 3	000円
	、ルを超え500平方メートル以			
P	りのもの			
(5)	床面積の合計が500平方メー	1 件につき	5 7	, 000円
1	、ルを超え1,000平方メート			
71	- 以内のもの			
(6)	床面積の合計が1,000平方	1 件につき	7 7	, 000円
>	マートルを超え2,000平方メ			
_	-トル以内のもの			
(7)	床面積の合計が2,000平方	1件につき	191	, 000円
7	マートルを超え10,000平方			
7	マートル以内のもの			
(8)	床面積の合計が10、000平	1件につき	3 1 5	, 000円
力	アメートルを超えるもの			
4 5 建築	要基準法第88条第1項において	一の工作物に	1 2	, 000円
準用す	一る同法第7条第4項又は第18	つき		
条第1	7項の規定に基づく工作物に関			
する気	E了検査			
4 6 建築	延基準法第7条の3第4項又は第			
	♦第20項の規定に基づく建築物			
	つる中間検査			
	床面積の合計(市長が別に定め	1件につき	1 3	, 000円
	5 算定方法によって算定したもの			
	という。以下この項において同じ			
)が30平方メートル以内のも			
0				
	床面積の合計が30平方メート	1件につき	1 7	, 000円
	ンを超え100平方メートル以内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	040	a til va		
	床面積の合計が100平方メー	1 件につき	23,	, 000円
	、ルを超え200平方メートル以			
	りのもの	a til va	0.4	
	床面積の合計が200平方メー	1件につき	3 1	, 000円
	、ルを超え500平方メートル以			
	7050	a til va		
	床面積の合計が500平方メー	1 件につき	5 2	, 000円
	、ルを超え1,000平方メート			
/	/以内のもの			

ı				I
		(6) 床面積の合計が1,000平方	1件につき	72,000円
		メートルを超え2,000平方メ		
		ートル以内のもの		
		(7) 床面積の合計が2,000平方	1件につき	165,000円
		メートルを超え10,000平方		
		メートル以内のもの		
		(8) 床面積の合計が10,000平	1 件につき	261,000円
		方メートルを超えるもの		
4	7	建築基準法第88条第1項において	一の工作物に	12,000円
		準用する同法第7条の3第4項又は第	つき	
		18条第20項の規定に基づく工作物		
		の中間検査		
4	8	建築基準法第85条第5項の規定に	1 件につき	120,000円
		基づく仮設建築物建築許可		
4	9	建築基準法第86条第1項の規定に	1 件につき	建築物の数が2であ
		基づく総合的設計による一団地の建築		る場合にあっては7
		物の特例認定		8,000円、建築
				物の数が3以上であ
				る場合にあっては7
				8,000円に2を
				超える建築物の数に
				28,000円を乗
				じて得た額を加算し
				た額
5	0	建築基準法第86条第2項の規定に	1 件につき	建築物(既存建物を
		基づく既存建築物を前提とした総合的		除く。以下この項に
		設計による建築物の特例認定		おいて同じ。)の数
				が1である場合にあ
				っては78,000
				円、建築物の数が2
				以上である場合にあ
				っては78,000
				円に1を超える建築
				物の数に28,00
				0円を乗じて得た額
				を加算した額
5	1	建築基準法第86条の2第1項の規	1 件につき	建築物(一敷地内認
		定に基づく一敷地内認定建築物以外の		定建築物を除く。以
				·

1		1		
		建築物の建築認定		下この項において同
				じ。)の数が1であ
				る場合にあっては7
				8,000円、建築
				物の数が2以上であ
				る場合にあっては7
				8,000円に1を
				超える建築物の数に
				28,000円を乗
				じて得た額を加算し
				た額
5	2	建築基準法第86条の5第1項の規		6,400円に現に
	_	定に基づく一の敷地とみなすこと等に		存する建築物の数に
		よる認定取消し		12,000円を乗
				じて得た額を加算し
				た額
5	3	建築基準法第86条の6第2項の規		27,000円
		定に基づく一団地の住宅施設に関する	1 (0) 0	21, 0001
		都市計画に基づく建築物の延べ面積の		
		敷地面積に対する割合、建築面積の敷		
		地面積に対する割合、外壁の後退距離		
		と 国債に対する制限の適用除外に係 又は高さに関する制限の適用除外に係		
		る認定		
5	4		1 件につき	27,000円
		定に基づく全体計画の認定	1 (C) C	21, 0001
5	5		1 件につき	27,000円
	Ü	定に基づく全体計画の変更の認定	1 (0) 0	21, 00011
5	6	建築基準法第42条第1項第5号の	1 件につき	50,000円
		規定に基づく道路の位置の指定(変更		3 3 , 3 3 3 1 1
		を含む。)又は廃止の申請に対する審		
		查		
5	7		1 件につき	27,000円
		規定する建築物の敷地と道路との関係	.,,	,
		の特例に係る認定		
5	8		1 件につき	400円
		規定に基づく道路の位置の指定に係る		
		図面の写しの交付		
5	9		1 件につき	400円
		·	•	

	設省令第40号)第11条の4第1項 に規定する建築計画概要書(当該建築 計画に係る建築基準法令による処分等 の概要書を含む。)等の写しの交付		
6 0	建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付		400円
6 1	優良住宅新築認定 (1) 新築住宅の床面積の合計が10 0平方メートル以内のもの	1 件につき	6,200円
	(2) 新築住宅の床面積の合計が10 0平方メートルを超え500平方 メートル以内のもの	1 件につき	8,600円
	(3) 新築住宅の床面積の合計が50 0平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	13,000円
		1 件につき	35,000円
	(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	43,000円
6 2	長期優良住宅の普及の促進に関する 法律(平成20年法律第87号。以下 「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築 計画の認定等に関する審査 (1)長期優良住宅普及促進法第6条 第1項に規定する認定基準に選定 第1項に規定する認定基準確保の 促進に関する法律(平成11年 促進に関する法律(平成11年 保進法」という。)第5条第1項	1 件につき	新築の場合は6,0 00円、増築又は改 第の場合は10,0 00円。ただし、長 期優良住宅普及促進 法第6条第2項の規
	に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請		定による建築基準法 第6条第1項に規定 する建築基準関係規 定に適合するかどう かの審査を受けるこ との申出(以下この

に係る審査(以下「認定審査」と いう。)のうち、一戸建ての住宅 のもの

(2) 前号に規定する適合証の添付し1件につき た認定審査のうち、共同住宅又は 長屋(以下「共同住宅等」という 。)の床面積の合計が500平方 メートル以下のもの

(3) 住宅品質確保促進法第6条第11件につき 項の設計住宅性能評価書(長期優 良住宅普及促進法第6条第1項に 掲げる基準に適合しているものに 限る。)の写しを添付した認定審 査のうち、一戸建ての住宅のもの

(4) 前号に規定する設計住宅性能評 1 件につき 価書の写しを添付した認定審査の うち、共同住宅等の床面積の合計 が500平方メートル以下のもの

(5) 第1号に規定する適合証又は第1件につき 3号に規定する設計住宅性能評価 書の写しの添付がない認定審査の うち、一戸建ての住宅のもの

項において「審査申 出」という。)を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。

新築の場合は13、 000円、増築又は 改築の場合は21, 000円。ただし、 審査申出を併せて行 う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料の 額を加算した額とす る。

23,000円。た だし、審査申出を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。

72,000円。た だし、審査申出を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。

新築の場合は57, 000円、増築又は 改築の場合は85, 000円。ただし、 審査申出を併せて行 う場合は、40の項 又は41の項の各号

	(6) 第1号に規定する適合証又は第 3号に規定する設計住宅性能評価 書の写しの添付がない認定審査の うち、共同住宅等の床面積の合計 が500平方メートル以下のもの		に規定する手類と を が が が が が の の の の の の の の の の の の の
	(7) 長期優良住宅普及促進法第8条 第1項に規定する長期優良住宅建 築等計画の変更に係る認定審査	1件につき	前額間に 一方の手数額のの 一方の手数額のの 一方の手数額に 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方のの 一方の 一方
	(8) 長期優良住宅普及促進法第9条 第1項に規定する譲受人の決定に 係る長期優良住宅建築等計画の変 更の認定審査 (9) 長期優良住宅普及促進法第10 条に規定する地位の承継の承認審 査		2,200円
6 3	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)第53条 第1項の規定に基づく低炭素建築物新 築等計画の認定の申請に同法第54条 第1項各号に掲げる基準に適合してい ることを示す書類又はこれに類する書 類として市長が別に定める書類が添付		次に掲げる額を合計 した額(第3号及び 第4号を除く。)

された場合に対する審査]
(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部		
分について次に掲げる区分に応じ		
、それぞれ次に定める額		
アー戸建ての住宅及び申請に係	1件につき	5,000円
る一の建築物の住戸のうち同時		3, 000
に申請された住戸の数(以下ア		
からオまでにおいて「申請住戸		
数」という。)が1戸のもの		
オ 申請住戸数が1戸を超え5戸	1 佐につき	10,000円
以内のもの		10,0001
ウ 申請住戸数が5戸を超え10	1 件につき	18,000円
戸以内のもの		10,00011
エ 申請住戸数が10戸を超え2	 1 件につき	31,000円
5 戸以内のもの		01, 0001,
オ 申請住戸数が25戸を超える	 1 件につき	52,000円
050		
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部		
分を除く。)及び非住宅建築物に		
ついて次に掲げる区分に応じ、そ		
れぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メ	1 件につき	10,000円
ートル以内のもの		
イ 床面積の合計が300平方メ	1 件につき	31,000円
ートルを超え500平方メート		
ル以内のもの		
(3) 都市の低炭素化の促進に関する	1 件につき	前2号の手数料の金
法律第55条第1項の規定に基づ		額の欄に定める額に
く低炭素建築物新築等計画の変更		それぞれ 2 分の 1 を
の認定の申請に対する審査(次号		乗じて得た額
に規定する審査を除く。)		
(4) 前3号に掲げる審査で都市の低	1 件につき	前3号の手数料の金
炭素化の促進に関する法律第54		額の欄に定める額に
条第2項の規定による申出を伴う		40の項の各号に規
申請に対する審査		定する手数料の額を
		加算し、構造計算適
		合性判定を併せて行
		う場合は、41の項

				の各号に規定する手
				数料の額を更に加算
				した額
6	4	都市の低炭素化の促進に関する法律		次に掲げる額を合計
		第53条第1項の規定に基づく低炭素		した額(第5号及び
		建築物新築等計画の認定の申請(前項		第6号を除く。)
		以外のもの)に対する審査		
		(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部		
		分について次に掲げる区分に応じ		
		、それぞれ次に定める額		
		ア 一戸建ての住宅及び申請に係	1 件につき	38,000円
		る一の建築物の住戸のうち同時		
		に申請された住戸の数(イから		
		オまでにおいて「申請住戸数」		
		という。)が1戸のもの		
		イ 申請住戸数が1戸を超え5戸	1 件につき	66,000円
		以内のもの		
		ウ 申請住戸数が5戸を超え10	1件につき	96,000円
		戸以内のもの	- 11.)	1 1 0 0 0 0 0
		エ 申請住戸数が10戸を超え2	1 件につき	140,000円
		5戸以内のもの	- //L)	
		オ 申請住戸数が25戸を超える	1件につき	203,000円
		もの (a) 15日4中の15日初りのよではの	- //L)	1 1 1 0 0 0 0
		(2) 共同住宅の共用部分の床面積の	1件につき	111,000円
		合計が100平方メートル以内の		
		(1) 从京田冷土企业、建筑地区从京田		
		(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用		
		金以外の部分及び非住宅建築物(
		次号に掲げる場合を除く。) については、次に関ばる屋が		
		いては、次に掲げる区分に応じ、		
		それぞれ次に定める額	1件にっき	9.5.0.0.0.0.
		ア 床面積の合計が300平方メ ートル以内のもの	1件にづる	250,000円
			1件にっき	4 1 9 0 0 0 III
		イ 床面積の合計が300平方メ	1件にづる	412,000円
		ー ートルを超え500平方メート ル以内のもの		
		は、住宅用途を占む建築物の住宅用 途以外の部分及び非住宅建築物(
l				

	市長が別に定める場合に限る。に限るに限るに限るに限めては、次に掲げる額では、次に定する。のでは、次に定する。のでは、次に定する。のののののでは、次に定する。ののでは、次に定するのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないでは、まないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1件につき1件につき	91,000円円 158,000個円円 158,000個円 158,000
6 5	建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律(平成27年法律第53 号)第29条第1項の規定に基づの規定に基づの規定に基づの規定に基計費性能向上計費性能向上計費性能向上計費性能の申請に対する審査 (1)建築物のお法律第30条第1で表別で表別である基準に掲げる基準に対する基準に対する事類とを示す表別に定める書類とした場合アー戸建ての住宅		次に掲げる額を合計 した額(第5号を除 した額(第5号を除 く。) 5,000円。ただ でで で で で で で で り の 項 又 は 41の の の 項 ス は 41の の の の の り の り の り り り り り り り り り り り

イ 住宅用途を含む建築物の住宅 部分について次に掲げる区分に 応じ、それぞれ次に定める額		各号に規定する手数 料の額を加算した額 とする。
(ア) 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	1 件につき	11,000円。た だし、審査申出を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方 メートル以上500平方メー トル以内のもの		23,000円。た だし、審査申出を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分について次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める 額		
(ア) 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	1件につき	11,000円。た だし、審査申出を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方 メートル以上500平方メー トル以内のもの	1件につき	31,000円。た だし、審査申出を併 せて行う場合は、4 0の項又は41の項 の各号に規定する手 数料の額を加算した 額とする。

	(2) 前号に掲げる場合以外で、建築		
	物エネルギー消費性能基準等を定		
	める省令(平成28年経済産業省		
	・国土交通省令第1号)第10条		
	第2号イ及び口に定める基準に適		
	合するもの		
	ア 一戸建ての住宅について次に		
	掲げる区分に応じ、それぞれ次		
	に定める額		
	(ア) 床面積の合計が200平方	1 件につき	40,000円。た
	メートル未満のもの		だし、審査申出を併
			せて行う場合は、4
			0の項又は41の項
			の各号に規定する手
			数料の額を加算した
			額とする。
	(イ) 床面積の合計が200平方	1 件につき	44,000円。た
	メートル以上500平方メー	_	だし、審査申出を併
	トル以内のもの		せて行う場合は、4
			0の項又は41の項
			の各号に規定する手
			数料の額を加算した
			額とする。
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅		
	部分について次に掲げる区分に		
	応じ、それぞれ次に定める額		
	(ア) 床面積の合計が300平方	1件につき	80,000円。た
	メートル未満のもの	,,,,	だし、審査申出を併
			せて行う場合は、4
			0の項又は41の項
			の各号に規定する手
			数料の額を加算した
			額とする。
	(イ) 床面積の合計が300平方	1 件につき	135,000円。
	メートル以上500平方メー	_ ,, , _ ~ C	ただし、審査申出を
	トル以内のもの		併せて行う場合は、
	17 2014 20 20		40の項又は41の
			項の各号に規定する
1 1		I	

(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1) に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に大変である。 おは一下の合計が300平方メートル表面である。 イ 床面積の合計が300平方メートルよりのもの		手類とする。 2 を併せのの数額とする。 のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	40の各の男子を

	イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以上500平方メートル以内のもの (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき	1 た併4項手た前額分当2額出は1す算のの事合名との数額各欄に該分。を、のるし、、、行項号のすの掲じ数1だせ0の数額る手げ、料にしての各料とので、料にしての各料とのが、料にしての各料とのが、料にしての各料とのが、料にしての各料とのが、料額れ金当審う又に額る手が、料にしての各料とのので額す査場は規を。数るその相、行項号のすると、のるし、金区れのる申合4定加まる。
6 6	建築物のエネルギー消費性能の向上		次に掲げる額を合計
	に関する法律第36条第1項の規定に		した額
	基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		
	る 記述の 中間に対する 街里 (1) 建築物のエネルギー消費性能の		
	向上に関する法律第2条第3号に		
	掲げる基準に適合していることを		
	示す書類又はこれに類する書類と		
	して市長が別に定める書類が提出		
	された場合		
	ア 一戸建ての住宅	1 件につき	5,000円
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅		
	部分について次に掲げる区分に		
	応じ、それぞれ次に定める額		
	(ア) 床面積の合計が300平方	1 件につき	11,000円
	メートル未満のもの		
	(イ) 床面積の合計が300平方	1 件につき	23,000円
	メートル以上500平方メー		

トル以内のもの	
ウ 非住宅用途を含む建築物の非	
住宅部分について次に掲げる区	
分に応じ、それぞれ次に定める	
額	
(ア) 床面積の合計が300平方 1件につる	11,000円
メートル未満のもの	
(イ) 床面積の合計が300平方 1件につる	31,000円
メートル以上500平方メー	
トル以内のもの	
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築	
物エネルギー消費性能基準等を定	
める省令第1条第1項第2号イ(
1)及びロ(1)に定める基準に	
適合するもの	
ア 一戸建ての住宅について次に	
掲げる区分に応じ、それぞれ次	
に定める額	
(ア) 床面積の合計が200平方 1 件につる	き 40,000円
メートル未満のもの	A 4 0 0 0 111
(イ) 床面積の合計が200平方 1件につる	き 44,000円
メートル以上500平方メー	
トル以内のもの	
イ 住宅用途を含む建築物の住宅	
部分について次に掲げる区分に 応じ、それぞれ次に定める額	
(ア) 床面積の合計が300平方 1 件につる	多0,000円
メートル未満のもの	80,000
(イ) 床面積の合計が300平方 1 件につる	き 135,000円
メートル以上500平方メー	
トル以内のもの	
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建	
築物エネルギー消費性能基準等を	
定める省令第1条第1項第2号イ	
(2) 及び口(2) に定める基準	
に適合するもの	
ア 一戸建ての住宅について次に	
掲げる区分に応じ、それぞれ次	

に定める額			
(ア) 床面積の合計が200平方	1 件につき	20,	000円
メートル未満のもの			
(イ) 床面積の合計が200平方	1件につき	22,	000円
メートル以上500平方メー			
トル以内のもの			
イ 住宅用途を含む建築物の住宅			
部分について次に掲げる区分に			
応じ、それぞれ次に定める額			
(ア) 床面積の合計が300平方	1件につき	38,	000円
メートル未満のもの			
(イ) 床面積の合計が300平方	1件につき	66,	000円
メートル以上500平方メー			
トル以内のもの			
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建			
築物エネルギー消費性能基準等を			
定める省令第1条第1項第1号イ			
に定める基準に適合する非住宅用			
途を含む建築物の非住宅部分につ			
いて次に掲げる区分に応じ、それ			
ぞれ次に定める額			
ア 床面積の合計が300平方メ	1件につき	267,	000円
ートル未満のもの			
イ 床面積の合計が300平方メ	1件につき	432,	000円
ートル以上500平方メートル			
以内のもの			
(5) 第1号に掲げる場合以外で、建			
築物エネルギー消費性能基準等を			
定める省令第1条第1項第1号ロ			
に定める基準に適合する非住宅用			
途を含む建築物の非住宅部分につ			
いて次に掲げる区分に応じ、それ			
ぞれ次に定める額	1 (件)ア ヘナ	1 0 0	0.00.0
ア 床面積の合計が300平方メ	1件につさ	102,	000円
ートル未満のもの	1件にった	1 7 1	0.00
イ 床面積の合計が300平方メ	1件につさ	1 / 1,	0 0 0 円
ートル以上500平方メートル			
以内のもの			

附 則 この条例は、公布の日から施行する。 令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高畑 博

提案理由

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)の施行に伴い、今後における法律の制定及び改廃に迅速に対応し、並びに条文を整理するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。